平成２３年（フ）第１５３１号
埼玉県戸田市下戸田２丁目12番３―307号
債務者　植山　嗣紀
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４３号
埼玉県さいたま市西区大字指扇439番地
債務者　益田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２４号
埼玉県戸田市喜沢２丁目37番地の５　キャッスルカネコ202号室
債務者　高澤　栄俊
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２５号
埼玉県戸田市喜沢２丁目37番地の５　キャッスルカネコ202号室
債務者　高澤　雅美
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４３号
埼玉県戸田市喜沢南２丁目３番12―204号
債務者　淡路　浩由
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８７号
埼玉県桶川市朝日１丁目１番１―603号
債務者　安田　里子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９３号
埼玉県桶川市神明２丁目３番11号
債務者　三浦　純子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０５号
さいたま市大宮区天沼町２丁目672番地１
ヴィレッヂ日野２―101
債務者　大原　　綾
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５５号
埼玉県川口市芝１丁目28番13号　芝一荘202号室
債務者　横山　春菜
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８４号
埼玉県新座市野火止６丁目23番３号　昴コーポラス103号室
債務者　宮野　健次
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９７号
さいたま市南区南浦和１丁目26番14号　ゴールドマンション202、旧住所さいたま市南区文蔵４丁目25番12号　ときわハイム202
債務者　菱沼恵美子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２２号
埼玉県川口市芝下２丁目８番６―101号　ファミール芝下
債務者　武川　紀子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６２号
埼玉県川口市戸塚東１丁目19番５号
債務者　中野　智弘
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５７３号
埼玉県越谷市蒲生茜町９番地２　ドミール蒲生Ａ棟305
債務者　塚田　純次
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７４７号
埼玉県所沢市若狭４丁目2483番地の４ラ・フォーレ狭山ケ丘２―406
債務者　山田　武利
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４１５号
埼玉県東松山市松葉町３丁目６番23号
債務者　根本　常夫
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１８９号
千葉県山武市埴谷2346番地28
債務者　三ケ月　忍
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係